

交通局職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 諸手当の不正受給及び虚偽報告

所属	職名	年齢	処分内容	事案の概要
自動車本部 本牧営業所 バス運転手	運輸職員	40代	停職 6箇月	平成28年5月から令和元年9月まで及び令和4年9月から令和6年3月まで、届出と異なる住居に居住し、通勤手当及び住居手当を不正に受給した(約200万円)。さらに、本件に関する聞き取りにおいて、居住の実態を隠す虚偽の報告を行った。

2 未成年者へのわいせつな行為

所属	職名	年齢	処分内容	事案の概要
高速鉄道本部 新羽乗務管理所 運転士	運輸職員	30代	停職 6箇月	令和7年1月、オンラインゲームを通じて知り合った未成年者に対し、わいせつな行為を行った。

3 不適切なサービスの管理及びアルコール検査

補職名又は所属	職名	年齢	処分内容	事案の概要
高速鉄道本部 上永谷乗務管理所 所長	事務職員	60代	停職 1箇月	令和7年12月20日、助役から「乗務前の点呼で運転士の呼気からアルコールが検出された。規定に基づく再測定は行っていない」旨の報告を受けた際、規定と異なる対応を是正せず、さらに、運転士を帰宅させるよう不適切な指示を行った。
高速鉄道本部 上永谷乗務管理所 助役	運輸事務職員	60代	減給5号	令和7年12月20日、被処分者が実施した運転士の乗務前の点呼において、呼気からアルコールが検出されたが、規定に基づく再測定を行わなかった。 なお、運転士については帰宅の指示があったため乗務していない。
高速鉄道本部 上永谷乗務管理所 助役	運輸事務職員	60代	減給5号	

本件に関する管理監督者処分

厳重注意：部長級1名

4 不適切な運転及び虚偽報告

所 属	職 名	年 齢	処分内容	事案の概要
高速鉄道本部 新羽乗務管理所 運転士	運輸職員	20代	減給1号	令和6年12月9日、機器故障による回送のため、総合指令所の指示に従って運転した際、途中駅に停車しなければならないことを失念し、信号を約10m通過して停止した。 さらに、信号を通過したことを隠す虚偽の報告を行った。

5 道路交通法違反及び自己判断による経路復帰

所 属	職 名	年 齢	処分内容	事案の概要
自動車本部 本牧営業所 バス運転手	運輸職員	50代	戒告	令和7年10月21日、222系統山手駅前行を運行中、本来停車すべき停留所を通過したため、運行管理者に指示を仰いだ。 しかし、指示どおりの行動をとらず、自己判断で経路復帰を行うとともに、大型車左折禁止の交差点2か所を左折した。

6 寝過ごしによる遅発運行

所 属	職 名	年 齢	処分内容	事案の概要
自動車本部 本牧営業所 バス運転手	運輸職員	30代	戒告	令和7年10月29日、103系統横浜駅前行を運行する際、バス車内で待機中に寝過ごしたことにより6分の遅発を発生させた。

お問合せ先

交通局人事課 Tel 045-671-3164